

# 大磯町集中改革プラン

平成 17 年度～平成 21 年度

大 磯 町

平成 18 年 3 月

## 大磯町集中改革プラン 目次

1. 策定にあたり	1
2. 重点項目	
(1) 事務事業の再編・整理・廃止・統合	1
(2) 民間委託等の推進	3
(3) 定員管理の適正化	5
(4) 給与の適正化	6
(5) 経費節減等の財政効果	7
3. 人材育成の推進	8

## 1. 策定にあたり

高度情報化社会、少子高齢化社会の進展、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢は大きく変化し、さらに地方分権社会の進展により、地方公共団体においてはこれまでの諸制度の抜本的な見直しが求められています。

本町では平成 15 年度から 19 年度までを計画期間とする「第三次行政改革大綱」、「同実施計画」及び平成 18 年度から 22 年度までを計画期間とする「財政健全化計画」を策定して積極的に行政改革に取り組み、財政健全化を着実に進めてきました。

こうした中、国による「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、行政改革の具体的内容及び目標となる「集中改革プラン」の策定が義務づけられました。

そこで、各種計画の趣旨を基本に、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 カ年を計画期間とする集中改革プランを策定しました。

## 2. 重点項目

### (1) 事務事業の再編・整理・廃止・統合

事務事業の見直しにあたっては、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応し、簡素で効率的な業務執行体制を築くため、必要に応じた評価を行います。これにより、行政関与の妥当性や必要性、受益と負担の公平性及び行政の効率性や有効性等を十分検証し、政策体系全体の目標達成や優先度評価により一層の事務事業の整理合理化を図ります。

#### 《具体的な取り組み》

1	組織機構・事務分掌の見直し				企画室
町民にとっては、分かりやすく町民サービスが向上する組織を、職員にとっては、能力が十分に発揮でき、緊急課題に対しても柔軟に対応できる組織の構築を図る。					
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
検討	→	→	→	→	

2	広域事務処理化の推進				企画室
近隣自治体との連携による広域事務処理の研究を進め、簡素で効率的な行政を推進する。					
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
検討・実施	→	→	→	→	

3	団体補助金・交付金の見直し				財政課
外部評価を行い、団体の活動を検証した中で、団体補助金・交付金の見直しを行う。また、公募型補助金制度を導入する。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
検討	実施	→	→	→	

4	使用料、手数料等の見直し				各課共通
適正な受益者負担を求めるため、使用料、手数料、負担金等の定期的な見直しを行う。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
実施	→	→	→	→	

5	障害者医療費助成制度の見直し				福祉課
大磯町心身障害者の医療費に関する条例を改正し、中軽度障害者の医療費助成額を見直し、削減することで重度障害者の在宅支援サービスを強化する。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
実施	→	→	→	→	

6	心身障害者福祉年金支給方法の見直し				福祉課
大磯町心身障害者福祉年金条例を改正し、中軽度障害者の支給を見直し、削減することで重度障害者の在宅支援サービスを強化する。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
検討	→	実施	→	→	

7	ひとり親助成金支給方法の見直し				子育て介護課
卒業時等の節目支給、支給額の検討を行い、制度の見直しを図る。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
実施	→	→	→	→	

8	ごみ処理広域化の推進				環境美化センター
湘南西ブロックごみ処理広域化調整会議へ積極的に参加するとともに、ブロック内市町との連携を図り、ごみ処理の広域化の早期実現を目指す。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
検討	→	→	実施	→	

9	幼稚園運営の検討				学校教育課
町立幼稚園において、統廃合を行う。					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
検討	→	→	実施	→	

## (2) 民間委託等の推進

公共施設等の維持管理及び運営方法については、民間活力を活用し、民営化や指定管理者制度の導入など抜本的な見直しを行うことにより、行政運営の効率化や町民サービスの向上を図ります。

### ア. 公の施設の指定管理者制度の導入方針

《19年度までに施設管理のあり方等について検討を行う施設》

- ・福祉館、地域会館、児童館、世代交流センターさざんか荘、老人憩の家、自転車駐車場、照ヶ崎プール、生沢プール、鳴立庵、旧島崎藤村邸、防災館

《19年度までに民営化する施設》

- ・保育園（1園）

《20年度までに指定管理者制度を導入する施設》

- ・福祉センター、図書館・図書館分館、大磯運動公園

イ. 事務事業についての民間委託等

	委託の有無（平成 16 年度末）			備考
	全 部 委 託	一 部 委 託	外部委託 未実施	
本庁舎の清掃	○			
本庁舎の夜間警備	○			
案内・受付			○	臨時職員で対応。
電話交換	○			
公用車運転			○	委託を検討。
し尿処理		○		委託を検討。
一般ごみ収集	○			
学校給食（調理・運搬）			○	委託を検討。
学校用務員事務			○	臨時職員への切り替え。
道路維持補修・清掃等		○		委託を検討。
ホームヘルパー派遣	○			
在宅配食サービス	○			
情報処理・庁内情報システム 維持		○		委託を検討。
調査・集計		○		
ホームページ作成			○	
総務関係事務（給与・旅費・ 福利厚生など）			○	

### (3) 定員管理の適正化

簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、町財政が厳しさを増す現状を踏まえ、第2次定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理に取り組みます。

#### 《計画期間における年次別推移》

- ・総職員数は、各年度4月1日現在の目標数とします。
- ・退職職員数については、前年度退職予定者数を記載しました。

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
退職職員数	△6	△3	△5	△16	△9
（うち公営企業）	(△1)	(0)	(0)	(0)	(0)
採用職員数	5	0	2	8	4
（うち公営企業）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
任用替え等	0	0	0	0	0
（うち公営企業）	(△1)	(0)	(0)	(0)	(0)
総職員数	289	286	283	275	270
（うち公営企業）	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)

※総職員数は、教育長を含めた職員数です。

※公営企業等は下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健を含みます。

#### 《数値目標達成のための具体的な手法》

定員管理については、これまで以上に職員数の削減を行う必要があり、そのためには事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底して業務量の抑制を図るとともに、限られた人的資源を有効活用するため職員の資質の向上を図り、適材適所等による人材の有効活用を進めることが課題となっています。

このため、定員適正化に向けては、職員採用計画に基づく新規採用の抑制や、以下の取組みを総合的に組み合わせ推進していくことで、目標達成を目指します。

- ①事務事業の評価により、事業効果の検証による整理合理化を図るとともに、事務の簡素化及び効率化を推進します。
- ②「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、公共施設の管理・運営などについては、指定管理者制度の導入や民営化に向けた取組みを行います。
- ③簡素で効率的な業務執行体制となるよう、弾力的な組織・機構の見直しを行うとともに、人事異動については、任用の変更等を積極的に行います。
- ④正規職員に代わり配置可能な事業や、技能職員等の代替として、嘱託職員及び臨時職員の雇用を推進します。

#### (4) 給与の適正化

給与の適正化は、これまでも人事院勧告による削減に加え、本町独自の施策により積極的に進めてきましたが、さらに人事評価制度（能力・態度・成果等）を反映する給与制度の導入や、職員給料の見直しを行うなど給与水準の適正化を図るとともに、諸手当についてはその内容を精査し、制度の趣旨に合致していないものについては見直しを図ります。

また、非常勤特別職等の人数及び報酬の見直しについて検討します。

##### 《具体的な取り組み》

項 目	実施時期
同居にかかる住居手当の廃止	H18. 1. 1
調整手当の廃止	H18. 4. 1
地域手当の新設	H18. 4. 1
特別職の手当の見直し	H18. 4. 1
給料表の見直し（給料表 1 については平均△4.8%、最高△7%）	H18. 4. 1
枠外昇給制度の廃止	H18. 4. 1
勤務実績の反映と査定昇給	H18. 4. 1



(5) 経費節減等の財政効果

経費全般について見直しを行い、節減合理化を図り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の厳正な執行を図ります。

項目		効果額（計画額）					単位：百万円		
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設							0	
	税の徴収対策		0	30	30	30	30	120	
	使用料・手数料の見直し		10	12	15	15	15	67	
	未利用財産の売り払い等		6	16	62	202	200	486	
	その他							0	
	計		16	58	107	247	245	673	
歳出	職員削減			16	28	64	84	192	
		うち退職者の不補充		16	28	64	84	192	
		うち嘱託職員の等の活用を除いた分		16	28	64	84	192	
	人件費削減	給与等削減	職員	13	128	128	128	128	525
			給料						
			手当						
		三役等特別職	給料						
			手当						
		議員	報酬						0
	手当							0	
計		13	128	128	128	128	525		
その他		7	7	7	7	7	35		
小計		20	151	163	199	219	752		
組織の統廃合		0	0	78	78	78	234		
民間委託による事務事業費削減							0		
	うち指定管理者制度導入によるもの						0		
施設等維持費の見直し		4	4	4	4	4	20		
補助金等の整理合理化		15	15	30	30	30	120		
内部管理経費の見直し							0		
その他事務事業の整理合理化		59	82	82	82	82	387		
その他		0	8	8	23	23	62		
計		78	109	202	217	217	826		
合計		98	260	365	416	436	1,575		
投資的経費の見直し							0		
再計		98	260	365	416	436	1,575		

### 3. 人材育成の推進

地方分権が進むなか、複雑・多様化する住民ニーズに、柔軟かつ的確に対応していくためには、職員の意識改革や資質の向上が、より一層重要となっています。

そして、職員には、日常業務の遂行に必要な知識・技能だけでなく、効率的・効果的な行政運営に必要な経営感覚、地域の特性を活かした創造的な政策の企画・立案能力など、幅広く多様化した資質や能力が求められています。また、住民との協働や事業活動の説明責任、業務内容の透明性など、行政の自律的な取り組みが問われているなか、職員には高い倫理観と使命感をもって住民サービスの向上に努めることも、強く求められています。

こうした状況のなかで、これからの職員の能力開発と資質向上を目指して、「大磯町人材育成基本方針」を策定します。

#### 《大磯町人材育成基本方針》

##### ・人材育成の目標

- ①町を取り巻く外的要因変化にすばやく対応できる、実務的・実践的能力の開発。
- ②職員の自己実現を図る能力の開発。
- ③地方公務員としての基本的な心構えや公務員倫理の確立。

##### ・人材育成の基本理念

- ①人材育成は、行政改革大綱における簡素かつ効率的な行政運営という基本事項の実現に向け、組織力を向上させるために、職員個々の能力を開発します。
- ②人材育成は、行政改革大綱における住民本位の質の高い行政サービスの提供という組織としての要請と、大磯町職員としての期待との融合を目指します。
- ③人材育成は、組織目標との適合を図りながら推進します。

##### ・人材育成の方策

- ①人事管理からのアプローチ。
- ②職員研修からのアプローチ。
- ③職場環境からのアプローチ。